

## 西村あさひ法律事務所

電子移転可能型前払式支払手段に関する規制の整備  
～パブコメ案を踏まえて～

金融ニューズレター

2023年1月31日号

執筆者:

E-mail☒ [芝 章浩](#)E-mail☒ [水井 大](#)E-mail☒ [吉見 洋人](#)

## 1. はじめに

2022年6月3日に「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第61号。以下「**令和4年資金決済法等改正法**」といいます。)が成立し、同年6月10日に公布されました<sup>1</sup>。令和4年資金決済法等改正法は、①デジタルマネー類似型のステーブルコイン(電子決済手段)、②金融機関等による取引モニタリング等の共同化<sup>2</sup>、③前払式支払手段のうち高額のチャージや移転が可能なもの(高額電子移転可能型前払式支払手段)への対応<sup>3</sup>を目的としたものです。令和4年資金決済法等改正法は、公布の日(2022年6月10日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます<sup>4</sup>。

このニューズレター(以下「**本NL**」といいます。)では、令和4年資金決済法等改正法による③「高額電子移転可能型前払式支払手段」に関する改正及び関連する「電子移転可能型前払式支払手段」に関する改正について、2022年10月5日にパブリックコメント手続に付された内閣府令案等<sup>5</sup>及び同年12月26日にパブリックコメント手続に付された内閣府令案等<sup>6</sup>(以下、総称して「**パブコメ案**」といいます。)を踏まえ、最新の情報を概説します。

なお、以下の説明の前提となるパブコメ案の内容は、パブリックコメント手続を経て修正される可能性がありますので、念のためご留意ください。

## 2. 規制整備の背景

払戻しを原則として行わないプリペイドカードや電子マネー、(電子)ギフト券などは、資金決済に関する法律(以下「**資金決済法**」といいます。)において「前払式支払手段」として規制対象とされています。資金決済法上、前払式支払手段のうち、発行者との密接関係者に対してのみ利用できるものについては「自家型前払式支払手段」として一定の未使用残高に達した場合の発行

<sup>1</sup> 令和4年資金決済法等改正法及び関連する資料については、[金融庁ウェブサイト「国会提出法案等」](#)を参照。

<sup>2</sup> 2022年12月26日にパブリックコメント手続に付された内閣府令案等を踏まえ②金融機関等による取引モニタリング等の共同化に関する最新の情報を概説したものと、当事務所の金融ニューズレター「[為替取引分析業に関する概説:パブコメ案を踏まえて\(2023年1月25日号\)](#)」をご参照ください。

<sup>3</sup> 2022年1月11日に公表された金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告書を踏まえた当事務所の金融ニューズレターとして、①電子決済手段及び③高額電子移転可能型前払式支払手段については「[金融審資金決済WG報告の概要:ステーブルコインに関する制度整備と前払式支払手段に関する規制強化\(2022年1月24日号\)](#)」を、②金融機関等による取引モニタリング等の共同化については「[金融審資金決済WG報告の概要:銀行等及び資金移動業者によるAML/CFT業務の共同化\(2022年1月26日号\)](#)」を、それぞれご参照ください。

<sup>4</sup> 令和4年資金決済法等改正法附則1条。

<sup>5</sup> [金融庁ウェブサイト「令和4年資金決済法改正に係る内閣府令案等\(資金決済法のうち前払式支払手段に係る部分\)の公表について」](#)。なおパブリックコメントの募集は2022年11月7日に終了しています。

<sup>6</sup> [金融庁ウェブサイト「令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」](#)

者には「自家型発行者」としての届出が<sup>7</sup>、それ以外の加盟店に対しても利用できる前払式支払手段については「第三者型前払式支払手段」として発行者には事前の「第三者型発行者」としての登録が<sup>8</sup>、それぞれ求められ、また、これらの届出・登録を行った発行者(これを「前払式支払手段発行者」といいます<sup>9</sup>。)に対しては、所定の基準日における未使用残高の50%の保全が求められるなど<sup>10</sup>、一定の行為規制に服しています。

現行法上、一定の前払式支払手段発行者に対してはその発行する前払式支払手段に係る不適切利用防止措置を求めています。その範囲は、保有者の指図を受けて利用残高の全部又は一部を前払式支払手段の発行者が当該保有者から他の利用者に移転することができる前払式支払手段(残高譲渡型)に限定されています<sup>11</sup>。

また、前払式支払手段については、原則として払戻しが禁止されていることから<sup>12</sup>、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」といいます。)においては、前払式支払手段の発行者は特定事業者として指定されておらず、したがって、取引時確認義務や疑わしい取引の届出義務等が課されていません。また、資金決済法上、利用者ごとの発行額の上限も設けられていません。

金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告書(2022年1月11日。以下「WG報告書」といいます。)では、①電子的に譲渡・移転が可能なIC型・サーバー型の前払式支払手段(「電子移転可能型」)のうち残高譲渡型以外のもの(広義の番号通知型:番号通知型(狭義)及びこれに準ずるもの)についても不正利用の問題が指摘され、前払式支払手段発行者に対して不適切な利用を防止するための措置を求めることが提言されるとともに<sup>13</sup>、②電子移転可能型のうち、特にマネロン・テロ資金供与に利用されるリスクの高いと認められる第三者型前払式支払手段(高額電子移転可能型前払式支払手段)について、登録申請書への記載や業務実施計画の届出を求めるとともに、犯収法による規制を及ぼすことを提言されました<sup>14</sup>。かかる提言を受け、令和4年資金決済法等改正法による改正後の資金決済法(以下「改正後資金決済法」といいます。)及び犯収法(以下「改正後犯収法」といいます。)では、以下に述べる規制の整備が図られています。

### 3. 電子可能型前払式支払手段・高額電子可能型前払式支払手段の範囲

令和4年資金決済法等改正法及びパブコメ案では、【表1】のとおり、(a)「残高譲渡型前払式支払手段」<sup>15</sup>、(b)「番号通知型前払式支払手段」<sup>16</sup>及び(c)(b)に準ずる一定の前払式支払手段<sup>17</sup>(以下では便宜的に「ブランドプリカ型前払式支払手段」といいます。)を「電子移転可能型前払式支払手段」<sup>18</sup>として不適切利用防止措置(後記5参照)の対象とするとともに、これらのうち一定の要件を満たすものを「高額電子移転可能型前払式支払手段」として業務実施計画の届出及びマネロン・テロ資金供与対策(AML/CFT)規制(後記6参照)の対象としています<sup>19</sup>。

<sup>7</sup> 資金決済法5条1項、3条4項、資金決済に関する法律施行令(以下「資金決済法施行令」といいます。)3条。

<sup>8</sup> 資金決済法7条。

<sup>9</sup> 資金決済法2条1項。

<sup>10</sup> 資金決済法14条から16条まで。

<sup>11</sup> 前払式支払手段に関する内閣府令(以下「前払式支払手段府令」といいます。)23条の3第1号。

<sup>12</sup> 資金決済法20条5項。

<sup>13</sup> WG報告書38頁以下。

<sup>14</sup> WG報告書41頁以下。

<sup>15</sup> パブコメ案による改正後の前払式支払手段府令(以下「改正後前払式支払手段府令」といいます。)1条3項4号。

<sup>16</sup> 改正後前払式支払手段府令1条3項5号。

<sup>17</sup> 改正後前払式支払手段府令23条の3第2号口。

<sup>18</sup> 改正後前払式支払手段府令別紙様式第3号。なお、改正後前払式支払手段府令別紙様式第1号及び別紙様式第26号は残高譲渡型前払式支払手段と番号通知型前払式支払手段のみを「電子移転可能型前払式支払手段」と定義していますが、これは、これらの様式が自家型前払式支払手段のみを対象としているところ、ブランドプリカ型前払式支払手段は第三者型前払式支払手段に限定されるためと考えられます(【表1】参照)。

<sup>19</sup> 改正後資金決済法3条8項、同条9項、改正後前払式支払手段府令5条の2、5条の3。

【表 1】

電子移転可能型前払式支払手段			高額電子可能型前払式支払手段に該当するための		
種類	該当するための要件	具体例	追加的な要件		
残高譲渡型前払式支払手段	利用者の指図に基づき、発行者が管理する仕組みに係る電子情報処理組織を用いて移転可能	利用者間の残高の移転が可能なサーバー型電子マネー(原則として払戻しがされないもの)	・電磁的方法によりその未使用残高の記録の加算 ・当該アカウントに記録可能な未使用残高の上限額が30万円 <sup>20</sup> 超	第三者型前払式支払手段	・未使用残高がアカウントに記録 ・移転可能な未使用残高の額が、10万円超/件又は30万円超/月
番号通知型前払式支払手段	・電子情報処理組織を用いて第三者に通知可能な番号等 <sup>21</sup> ・当該番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者としてその未使用残高をアカウント <sup>22</sup> に記録	電子メール等で通知可能な前払式支払手段(ID番号等)を用いてアカウントにチャージする電子ギフト券			・残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるものである場合を除く ・番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者として当該アカウントに記録可能な未使用残高の額が、10万円超/件又は30万円超/月
ブランドブリカ型前払式支払手段	・第三者型前払式支払手段 ・未使用残高がアカウントに記録 ・特定の国際ブランドに係る登録商標の使用をする権利を有する発行者により当該登録商標が付されているもの ・当該第三者型前払式支払手段に係る証票等 <sup>23</sup> がなくても、代価の弁済のために使用すること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能	国際ブランドのクレジットカードと同じ決済基盤で利用することができるプリペイドカード(原則として払戻しがされないもの)			・その記録が可能な未使用残高の総額が30万円超/月 ・当該登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店において、当該登録商標の使用をする権利に関して代価の弁済に充てること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な未使用残高の総額が30万円超/月

<sup>20</sup> ただし、利用者による前払式支払手段の使用の取消しその他の前払式支払手段発行者の責めに帰することができない事由により30万円を超える未使用残高が記録されることとなる場合にあっては、30万円にその超える部分の未使用残高を加えた額(改正後前払式支払手段府令5条の3第1号)。

<sup>21</sup> 「番号等」とは、番号、記号その他の符号をいいます(改正後前払式支払手段府令案1条3項2号)。以下同じ。

<sup>22</sup> 【表1】における「アカウント」は、改正後前払式支払手段府令上の「一般前払式支払手段口座」を指しており、これは、前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座であって、当該口座に前払式支払手段の内容が記録されることにより、当該前払式支払手段を代価の弁済のために使用すること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能となるものとして定義されています(改正後前払式支払手段府令1条6号)。

<sup>23</sup> 「証票等」とは、証票、電子機器その他の物をいいます(改正後前払式支払手段府令案1条3項1号、改正後資金決済法3条1項1号)。

#### 4. 届出書及び登録申請書の記載事項の追加

パプコメ案によると、自家型発行者に係る届出書、第三者型発行者に係る登録申請書及び自家型発行者の業務の承継の届出書には、電子可能型前払式支払手段への該当性その他の関連する情報の記載が求められることとなります<sup>24</sup>。

#### 5. 不適切利用防止措置の整備

現行法上、保有者の指図を受けて利用残高の全部又は一部を前払式支払手段の発行者が当該保有者から他の利用者に移転することができる前払式支払手段(電子情報処理組織を用いる方法により移転することができるものに限られません。)については、前払式支払手段発行者に対して、移転が可能な未使用残高の上限額の設定、移転の状況を監視するための体制整備などの不適切利用措置が求められています<sup>25</sup>。

パプコメ案では、WG 報告書の提言に沿って、【表 2】のとおり(a)残高譲渡型前払式支払手段だけでなく、(b)番号通知型前払式支払手段及び(c)ブランドブリカ型前払式支払手段についても、以下のとおり不適切利用防止措置を求めることとしています<sup>26</sup>。

<sup>24</sup> 改正後前払式支払手段府令案別紙様式第 1 号、第 3 号及び第 26 号。

<sup>25</sup> 前払式支払手段府令案 23 条の 3 第 1 号。

<sup>26</sup> 改正後前払式支払手段府令案 23 条の 3 各号、パプコメ案による改正後の事務ガイドライン(案)(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段関係)(以下「改正後前払式支払手段事務ガイドライン案」といいます。)II-2-6。

【表 2】

電子移転可能型前払 式支払手段の種類	不適切利用防止措置の内容
残高譲渡型前払式支払手段	<p>移転が可能な未使用残高の上限額の設定、移転の状況を監視するための体制の整備その他の当該残高譲渡型前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置</p> <p>(通常求められる措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直し</li> <li>② 1回又は1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限金額を不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な未然防止策の検討及び実施</li> <li>③ 一定以上の金額について繰り返し譲渡を受けている者を特定するなど、不適切な利用が疑われる取引を検知する体制の整備</li> <li>④ 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認の実施</li> <li>⑤ 再発防止等の観点から、不適切な利用の類型に応じ、例えば、以下のような措置を迅速かつ適切に講じる体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. ウェブサイト等への不適切な利用に関する注意喚起の表示</li> <li>ロ. 不適切な利用に悪用されているサービス内容の見直し</li> </ul> </li> </ul>
番号通知型前払式支払手段	<p>一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限の設定、不適切な移転を防止するための体制整備その他の当該前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置</p> <p>(通常求められる措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直し</li> <li>② 転売を禁止する約款等の策定や、サービスに係る上限金額を不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な未然防止策の検討及び実施</li> <li>③ 不適切な利用が疑われる取引を検知する体制の整備</li> </ul>
ブランドプリカ型前払式支払手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認の実施</li> <li>⑤ 再発防止等の観点から、不適切な利用の類型に応じ、例えば、以下のような措置を迅速かつ適切に講じる体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. ウェブサイト等への不適切な利用に関する注意喚起の表示</li> <li>ロ. 販売時における販売端末、店頭に陳列するプリペイドカード等への不適切な利用に関する注意喚起の表示</li> <li>ハ. 不適切な利用に悪用されているサービス内容の見直し</li> </ul> </li> </ul> <p>(例えば、悪用されている販売チャネルや販売券種における販売上限額の引下げ、取扱いの停止など)</p>

## 6. 高額電子移転可能型前払式支払手段に係る規制の整備

### (1) 業務実施計画の届出

パブコメ案によると、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとする際には、あらかじめ、所定の様式による届出書に、以下の事項について記載した所定の様式による業務実施計画及び当該業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出することが義務づけられます<sup>27</sup>。

- ・ 前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額(定める場合)
- ・ 発行業務のために使用する電子情報処理組織の管理方法
- ・ マネロン・テロ資金供与対策(AML/CFT)を確保するために必要な体制に関する事項
- ・ 不適切利用防止措置(前記4参照)に必要な体制に関する事項
- ・ 発行業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針
- ・ 発行業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合において、当該業務に関し利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針
- ・ その他利用者保護及び発行業務の健全かつ適切な運営を確保するための重要な事項

また、届け出た業務実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の様式による変更届出書を金融庁長官に提出する必要があります<sup>28</sup>。

### (2) 犯収法に基づく規制

高額電子移転可能型前払式支払手段については、改正後犯収法においてマネロン・テロ資金供与対策(AML/CFT)規制の適用を受けることとなります。

すなわち、改正後犯収法においては、上記の業務実施計画の届出をした高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者は、特定事業者として指定され、取引時確認<sup>29</sup>、確認記録・取引記録の作成・保存<sup>30</sup>、疑わしい取引の届出<sup>31</sup>及びこれらを的確に行うための体制整備が義務づけられます<sup>32</sup>。

また、改正後犯収法においては、他人になりすまして高額電子移転可能型前払式支払手段を利用し又は利用させる目的により、又は正当な理由なく有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段の利用のためのID・パスワード等の提供を受けることに関しては、一定の罰則が定められています<sup>33</sup>。

なお、犯収法の改正に伴う政府令案等は本NL発刊日現在で、公表されていません。

### (3) 経過措置

前述のとおり、令和4年資金決済法等改正法は、公布の日(2022年6月10日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます<sup>34</sup>。

<sup>27</sup> 改正後資金決済法11条の2第1項、104条1項、改正後前払式支払手段府令案20条の2第1項。

<sup>28</sup> 改正後資金決済法11条の2第2項、改正後前払式支払手段府令案20条の2第3項。

<sup>29</sup> 改正後犯収法4条。

<sup>30</sup> 改正後犯収法6条、7条。

<sup>31</sup> 改正後犯収法8条。

<sup>32</sup> 改正後犯収法2条2項30号の2。

<sup>33</sup> 改正後犯収法28条の2。

<sup>34</sup> 令和4年資金決済法等改正法附則1条。

もっとも、改正後資金決済法が施行された際に現に高額電子移転可能型前払式支払手段を発行している者については、業務実施計画の届出義務は、施行日から起算して2年間は適用されません<sup>35</sup>。当該者は、施行日から起算して2年を経過した日より前に発行した高額電子移転可能型前払式支払手段について、当該施行日から起算して2年を経過した日から30日以内に業務実施計画を届け出なければなりません<sup>36</sup>。

ただし、パブコメ案を前提にすると、施行された際に現に高額電子移転可能型前払式支払手段を発行している者は、施行日から起算して2週間以内に、氏名、商号又は名称及び住所を記載した届出書を金融庁長官に対して提出する必要があります<sup>37</sup>。かかる届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、施行日から起算して2週間を経過した日に業務実施計画の届出義務が生じることになります<sup>38</sup>。

## 7. 電子決済手段との関係

令和4年資金決済法等改正法では、デジタルマネー類似型のステーブルコインについて電子決済手段として定義し、関連する新たな業規制を導入しています。

パブコメ案によると、いわゆる第1号電子決済手段<sup>39</sup>及び第2号電子決済手段<sup>40</sup>には、その定義上、前払式支払手段であっても、①残高譲渡型前払式支払手段、②番号通知型前払式支払手段、③その他その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものを除き、該当し得るものとされています(ただし、電子決済手段に該当し得る前払式支払手段であっても、経過措置により、施行日から起算して2年を経過するまでの間は電子決済手段に該当しません)<sup>41</sup>。他方、前払式支払手段発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段など、移転を完了するためにその都度、発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については、上記①②③には該当せず、電子決済手段に該当するものとされています<sup>42</sup>。

パブコメ案によると、前払式支払手段発行者は、電子決済手段に該当する前払式支払手段を発行しないための適切な措置を講じることが求められており<sup>43</sup>、この点は重要な留意点となります。

## 8. 適用除外前払式支払手段の取扱い

前払式支払手段のうち一定のものについては資金決済法第2章の適用を受けないものとされており(いわゆる適用除外前払式支払手段)<sup>44</sup>、その中には、使用期間6ヶ月内の前払式支払手段<sup>45</sup>やその利用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている前払式支払手段<sup>46</sup>などが含まれます。

令和4年資金決済法等改正法及びパブコメ案では、適用除外前払式支払手段について特段の改正はありません。したがって、同条各号のいずれかの適用除外前払式支払手段に該当すれば、高額電子移転可能型前払式支払手段に係る規制の適用を受

<sup>35</sup> 令和4年資金決済法等改正法附則2条1項。

<sup>36</sup> 令和4年資金決済法等改正法附則2条2項。

<sup>37</sup> 令和4年資金決済法等改正法附則3条1項、5条1項。

<sup>38</sup> 令和4年資金決済法等改正法附則3条2項。

<sup>39</sup> 改正後資金決済法2条5項1号。

<sup>40</sup> 改正後資金決済法2条5項2号。

<sup>41</sup> 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(案)2条2項、附則2条。

<sup>42</sup> 改正後前払式支払手段事務ガイドライン案I-1-4。

<sup>43</sup> 改正後前払式支払手段府令23条の3第3号。

<sup>44</sup> 資金決済法4条2号、資金決済法施行令4条、前払式支払手段府令6条から8条まで。

<sup>45</sup> 資金決済法4条2号、資金決済法施行令4条2項。

<sup>46</sup> 資金決済法4条7号。

けず、不適切利用防止措置及び電子決済手段に該当する前払式支払手段を発行しないための適切な措置も求められないことになるものと考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 